

認定基準



当社は、認定基準としてJIS Q 17025 (ISO/IEC 17025)を用い、認定スキームをISO/IEC17011に従って運営されているJCSSの下で認定されています。JCSSを運営している認定機関(IAJapan)はアジア太平洋認定協力機構(APAC)及び国際試験所認定協力機構(ILAC)の相互承認に署名しています。

当社、桐生工場は、国際MRA対応JCSS認定事業者です。0090は当社、桐生工場の認定番号です。



JCSS

JCSSは計量法校正事業者登録制度(Japan Calibration Service System)の略称で、計量法関連法規およびISO/IEC17025の要求事項に基づいて校正を実施する技術能力を校正事業者が持っていることを認定するプログラムです。本プログラムはIAJapanにより認定されています。

MRA

国際間における認定機関の相互承認(Mutual Recognition Arrangement)で、他の国の署名認定機関のシステム、能力および適合性評価の結果の同等性を認め合うことにより他国の認定機関によって認定された試験事業者または校正事業者の結果の信頼性が高まります。ある認定機関の認定プログラムが国際規格および国際基準に適合していることは国際的な相互承認への署名という形で表明され、保証されています。

高い校正精度と広い校正範囲

- 圧縮力の範囲 50N~10MN
- 引張力の範囲 50N~1MN
- 校正対象機器 力計(ロードセル、環状ばね型力計、容積型力計等)

JIS B 7728「一軸試験機の検証に使用する力計の校正方法」による等級をつけることができます。

認定事業者は計量法の規定に基づき(独)製品評価技術基盤機構が認定した計量器の校正または標準物質の値付けの事業をおこなう者をいい、認定された範囲の校正等をおこなった場合は、国家計量標準からトレーサブルであることを証明したロゴマーク付きの校正証明書を発行することができます。

IA Japan-International Accreditation Japan

試験・校正事業者が満たすべき国際規格または国際指針への適合性を評価、認定する国内機関(製品評価技術基盤機構認定センター)です。MRAへ署名しており、MRAの対象となる認定プログラムには、IAJapanが運営する認定プログラムのJCSS、JNLAおよびASNITEがあります。

ILAC

国際試験所認定協力機構(International Laboratory Accreditation Cooperation)は、認定された試験・校正結果の受け入れ促進による貿易円滑化のために国際協力を進めることを目的とする会議体として1978年発足しました。1996年には、この目的を満たすために認定機関間の相互承認協定のネットワークを確立するという設立趣旨のもと公式な協力機構となりました。